2020年度(令和2年度)事業報告書

2020年(令和2年)4月1日から2021年(令和3年)3月31日まで

1 エピソード

① 「はすのは」は現在、国土交通省の居住支援法人の資格と補助金を頂いて活動しています。2020年11月25日、この事業の窓口である「福祉開発研究所」の上田頼久さんら2人が調査にお出でになりました。私たちは監査だと思っていました。

上田さんは「相談者をどのようにして募集していますか」と聞かれました。「相談者の ほとんどは官署の紹介です。県下の福祉事務所、包括(高齢者)や障害者の支援センター などから紹介されます」と報告しました。

次に、「入居させる家はどのようにして募集していますか」と聞かれました。「家主さんが活動に参加して、相談者が話し終えるとすぐに下見に連れて行き、その日のうちにでも入居させてもらうようにしています。今では、家主さん達の家は何年も前から満員なので、新しい家主を見つけてきてくれます。足りないので不動産屋さんにも声を掛けてくれています。不動産屋さんも、「はすのは」の活動を理解して頂き、普通の不動産屋では断られる案件、高齢者、障害者、刑余者でも受け入れてもらっています」と報告しました。

2日後に「国土交通省住宅局安心居住推進課」の小越康史係長さんら2人が調査にお 出でになりました。質問の内容は2日前と同じでした。回答も同じでした。

上田さんも小越さんも、活動状態は高く評価できる、これからもガンバってほしい。 特に特色である官署との繋がりを一層大事にし、家主さんや不動産屋さんとともに活動 するスタイルも大切にしてほしい。、そして、居住支援法人の活動を発展させてほしい、 と述べられました。

② 2021年3月2日には、「高知地方検察庁」の石塚悟事務局長、清水寿男広報官、 佐々木果歩事務官がお出でになり、再犯防止・社会復帰支援(入口支援)の取り組みへの 協力要請が有りました。

席上「はすのは」は、官署や弁護士から依頼を受けて刑余者の救済に当たっている。 18年間で300件を超えるが大半は平和な暮らしをしてもらっていると報告しました。 具体的には、⑦出所日に刑務所・警察署などに迎えに行き、⑦福祉事務所に行って生 活保護の申請を行い、⑰住居を探し、保証人も付けています。ほとんど、「出所したその 日に、自分が契約した家で眠る」ようにしています。県下にも県外にも迎えに行ったり しています。

事務局長さん達は、「入口支援」にふさわしい支援をして頂いているので、是非活用させてほしい・協力してほしいとおっしゃって頂きました。

この翌々日、第1号の相談案件を依頼して頂きました。

③ 「はすのは」のもう一つの目玉は「安否確認」活動です。世間では入会費30万円とか、月会費2500円とかで事業として広がっていますが、「はすのは」の特色は、 貧困者や高齢者相手に親身で、無料で実施していることです。救済した後、安心生活に 入ってもらって居る方々が年々広がっています。 ④ サブリース事業を開始しました。家主さんが利益度外視で発足を促してくれました。この家主さんは、病院での面接、下見同伴、契約書作成、引越の世話、家財購入の同伴など全てこなして頂いた上に、手数料も頂き始めました。

その後、第2号家主さんが現れ、間もなく入居開始出来る予定です。

⑤ 不動産屋さんのお世話で土地・建物を御寄付頂きました。土地の名前にちなんで「ツルタ荘」と名付ける提案です。県社協から資金の一部を出してもらい、寄付金で工事費を賄いました。仲間の家主さんが、つながりの有る業者や「はすのは」メンバーを総動員して補修工事が完了し、間もなく入居者が入る予定です。

2 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

					受益対象	
定款事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者	者範囲・	事業費
				人数	人数	(千円)
①サ再犯させない事業	左記事業を一	平日午前9	事務所。	常時活	受益対象	6446
②シ死なさない事業、	体として取り	時~17時	必要に応じ	動する	者は高齢	
③ス住まい確保事業、	組み貧困者・	必要に応じ	病院や刑務	メンバ	者障害者	
④セ生活確保事業、	刑余者などを	休日夜間も	所とか県下	<u> </u>	刑余者等	
⑤ソ相談・解決事業	救済する	対応	にも出張	23名	147名	

(2)その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	事業費の金額(千円)
	実施しな				
	かった				

3 事業の具体的な成果と評価

(1)活動の結果

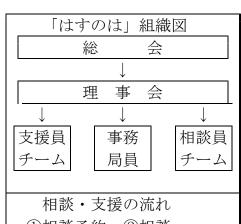
今年度の活動結果と創業者の創業以来の実績です。

相談総数147件生活保護申請支援42件住居確保支援48件保証人確保80件安否確認現状408件

(2)活動の体制

「はすのは」の活動体制は右図の通りです。

常時活動に参加している人たちは23人です。この他に住居の片付け清掃など参加してくれる人たちが居ます。この人達の内訳は、「はすのは」が救済した人と相談活動団体の人とが半分ずつです。



- ①相談予約 ②相談
- ③生活保護申請同伴
- ④住居確保·保証人確保
- ⑤入居・自宅で生活
- ⑥安否確認·居住支援

活動に参加してくれている家主さんや不動産屋さんは20人を超えています。このま

わりに協力的な家主さんや不動産屋さんが居ます。この人達の理解と協力が有って、いってもどんな人でも受け入れてくれる家主体制が整っています。

(3)活動を支えてくれる人たち

「はすのは」の廻りには強力な支援の輪が有ります。高知市を初めとする県下の福祉事務所、高齢者支援の包括支援課と地域センター、精神障害者を初めとする障害福祉課と地域の障害者支援センター、社会福祉協議会、県の傷害や高齢者の関係部署、県内外の裁判所、検察庁、保護観察所、警察署、刑務所、弁護士・司法書士・行政書士の事務所40カ所余、病院・診療所や各種福祉施設。これらの部署の職員、専門家、ケースワーカー達が支援対象者を送り込んでくれています。

(4)今年の活動の方法

- ① 相談受付 事務局員が電話で受付け、相談日を決めて来所してもらいます。
- ② 相談実施 事務所で相談を受けました。病院、刑務所、警察、高齢者施設、障害者自宅などに出張相談を行いました。これらにはケースワーカーや社会福祉士などが同席しました。
 - ③ 生活保護申請 相談当日、生活保護申請で福祉事務所に相談員が同伴しました。
- ④ 生活保護申請が終わってすぐに住居探しをします。ほとんどその日に住居を見つけています。「はすのは」の特徴は、相談に来たその日のうちに住居を見つけ、相談に来たその日の夜は相談者が契約した家で寝てもらうようにしていることですます。
- ⑤ 保証人確保 保証人確保については、「あまやどり」に「はすのは」が申請し、借家保証を実現しています。面接日に同伴し、審査会での決定にも陪席して、保証が実現するよう取り組んでいます。
- ⑥ 安否確認 住居が確保出来て、生活保護が決定して、安定生活が出来るようになると、安否確認を開始しました。ケースによっては相談日から開始した方も居ます。安心生活が出来ているか、健康状態はどうか、が主な観察点で、異常があると福祉事務所や包括支援、障害者支援センターのケースワーカーなどに報告、対策協議しています。(5)活動内容と評価
- ① 「はすのは」が利用されるポイントは、高齢者や障害者など困難を抱える人たちを支援するからです。特に最近はアルコール依存症や多罪再犯者を受け入れるようになっています。しかし、これが「はすのは」の役割でも有り、存在価値になっています。
- ② しかし、もっと宣伝しなければならないのは、支援対象者の大半が安定生活をしていることです。

(6)財政活動

- ① ボランティア精神で支えられる活動で有っても、財源確保は重大な活動です。今年度は国土交通省の居住支援法人事業で400万円余、高知県の自殺対策事業で100万円、家主さん達の寄付金で100万円、併せて600万円の資金確保が出来ました。
- ② 今年度は、国土交通省を初め、活動に高い評価を頂きましたが、困難でも社会が求める活動を推進することによって、その結果活動基金を生み出すことが出来ました。

以 上